令和９年度農林水産予算 概算要求説明

日時：令和８年９月29日（火）13:00～15:00

次第：
（１）スマート農業技術活用促進集中支援プログラム
（２）生産方式革新事業関係予算および環境整備関係予算
（３）開発供給事業関係予算
（４）経産省関係予算（AIロボット導入・データ実証補助金）

質疑：
質疑がある方は説明中でも構いませんので、
・ご所属とお名前
・質問したい事業名
・質問事項
をチャットにてご記載ください。
次第の項目ごとにまとめて質疑応答の時間とさせていただきます。

スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA（イプサ））について

○ **スマート農業技術活用促進法**及び基本方針に基づき、**スマート農業技術の開発と普及の好循環**の形成を推進していくため、農業者が中心となって運営する**多様なプレーヤーが参画したスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA（イプサ））※を令和７年度に設置。**

※IPCSA：Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture

○ 同会議において、情報の収集・共有・発信、関係者間のマッチング、人材の育成、技術的な検討等を通じ、**会員の自発的なコミュニティ形成の促進を支援。**

■IPCSAの構成員

※会員数：1869（R8.9.24時点）



コミュニティ形成の促進を支援

■IPCSAの運営

○運営委員

（株）浅井農園　浅井 雄一郎 代表取締役**【運営委員長】**
（株）アグリーンハート　佐藤 拓郎 代表取締役
（株）鈴生　鈴木　貴博 代表取締役社長
（株）ファームノートデーリィプラットフォーム
　平 勇人 代表取締役
（株）日本農業　内藤 祥平 代表取締役CEO
（株）三浦農場　三浦 尚史 代表取締役
（株）日本総合研究所創発戦略センター
　三輪 泰史 チーフスペシャリスト

○事務局

農水省技術政策室及び
農研機構スマート農業**推進部**

詳細及び入会はこちら

IPCSAの主な活動

①情報の収集・共有・発信

○ 専用サイトでスマート農業に関する最新情報を発信
○ 国内外の技術動向、スマート農業技術による経営効果などの独自調査を実施



(専用サイトで情報発信)



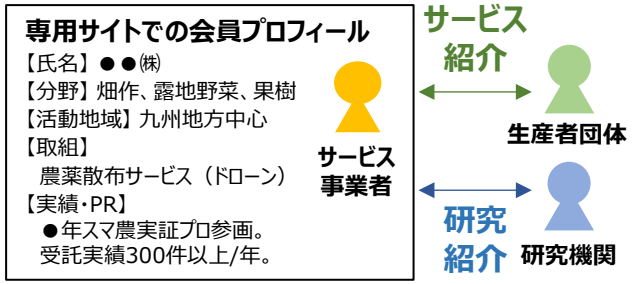
(海外技術の実用化状況の調査)

②関係者間のマッチング

○ 各種イベントによる交流・マッチングの機会づくり
○ 専用サイトで会員間のコミュニティ形成を促進



(各種イベント実施)



(専用サイトでの会員間マッチング)

③人材の育成

○ スマート農業技術を使いこなせる人材の育成に寄与する研修情報の発信、モデル的な研修の実施



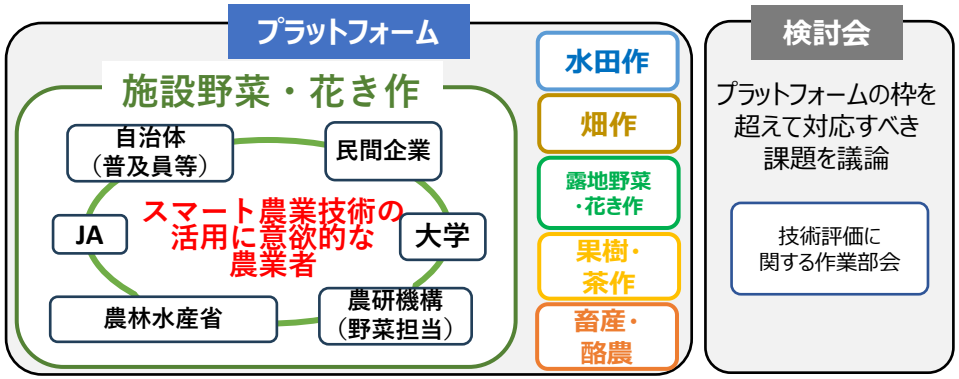
(スマート農機の実演)



(経営計画の作成)

④技術的な検討

○ IPCSA全体の活性化に向けて、農業者が先頭に立って、技術開発や普及をリードするなど、会員が主体的に課題解決に取り組む議論・検討の場を設置



IPCSA 令和８年度（第２回）総会の開催（R8. 7. 29）

○ 「日本の農業のこれからを、アップデート」をテーマに、**海外の研究者・スタートアップ・先進農業者による基調講演**、IPCSAの活動に中心的に携わってきた各営農類型の**農業者によるパネルディスカッション**等を実施し、日本のスマート農業の強みや課題を議論。
○ IPCSAならではの企画を通じて、**共通の課題を見出し、それに対応**するため、様々なアイデア・技術を有する**多様なプレーヤーと連携する重要性**を再確認し、**参加者それぞれに必要な示唆・気づき**が共有された。

基調講演（テーマ：海外からみた、日本のスマート農業）

ワーヘニンゲン大　Jos Verstegen上席研究員



- 日本は農業を文化として捉える傾向が強く、**起業家精神が不足**。
- 品質・安全性・食文化の面で**日本農業は世界から非常に高く評価**。
- 技術開発を継続し、**今までのやり方を変えていくべき**。

Odd.Bot※ 創業者兼CEO　Martijn Lukaart氏

※自立型株間除草ロボット開発企業



- 開発からサービス提供まで迅速に行えたのは、**ワーヘニンゲン大に開発環境を提供してもらい**、様々な圃場環境で開発を行えたことが大きい。
- **農業者からは常にフィードバックをもらい**ながら開発・改善している。

オランダの先進ジャガイモ農業者　Jacob van den Borne氏



- 収量マッピングを利用して、圃場のポテンシャルを引き出している。
- 農業者の姿勢として、まずは**改善余地を把握し、その上で技術を選択**するべき。技術革新を目的化せず、農業者の経営力向上が重要。

パネルディスカッション

- **日本の要素技術は世界から評価。異分野を巻き込み更に発展**させていくとともに、いかにして**システムとして展開できるか**が、技術の有効活用において重要。
- 技術開発の起点として、**農業者のニーズ整理・可視化する仕組み**が必要。
- 技術の比較・標準化が重要であり、**オープンイノベーションに近い形でスマート農業の普及を進めるべき**。
- IPCSAからの情報を待つのではなく、参加者が、**積極的に関与し、他の関係者と連携し課題解決に向けたアクションを起こす**ことに期待。



（左から日本総研 三輪氏、浅井農園 浅井氏、鈴生　鈴木氏、ファームノートデータプラットフォーム 平氏、日本農業 内藤氏、農研機構 後藤氏）

参加者からの主な意見

- **海外から見た日本のスマート農業という視点が非常に新鮮**。海外の研究者・スタートアップ・先進農業者を深く絡めて、日本の農業の課題や強みを議論していく**このような企画はIPCSAのような組織体でないとできない**。
- **日本の技術は海外でも高く評価**されていることを再確認した。また**現場実装を進めていくためのエコシステムや農業者の起業家精神の重要性**を海外事例から学ぶことができた。
- 現場の課題起点で技術開発を進めるため、**農業者と産学官が共同で改善を重ねる姿勢の重要性**を改めて認識した。
- **生産者目線での率直な意見や現場のリアルな声を聞くことができる**パネルディスカッションは非常に有意義。特に、「最小のインプットでアウトプットの最大化の追求」、「農業者自らが生成AIを活用し、社内システムをアジャイルに開発」など、**スマート農業に取り組む姿勢や体制の重要性**への理解が非常に深まった。
- 幅広いステークホルダーが集まっており、**参加者のスマート農業への関心の高さと交流意欲の強さ**を感じた。自分自身が日々直面する課題について、**新しい視点の考えを深める機会**となった。

交流会

- 参加者によるトークセッションとブース展示などを実施。





トークセッション
（３分間で「私のアップデート」を発表）





ブース展示

【参考】会員限定ページの機能

○ 会員限定ページでは、①会員プロフィール情報掲載、②気になる会員の検索・お問い合わせ、③マッチング度の高い会員のサジェスト、④事業提案募集の機能を備えており、全国各地のIPCSA会員に対する情報発信やマッチングが可能。

会員プロフィール情報掲載・検索によるマッチング

活用例①

果樹で使える機械・技術を探してみよう！



会員検索・会員一覧から
「カタログ検索」をクリック



会員検索・会員一覧から
「カタログ検索」をクリック



画面下の検索結果を確認。各企業等の「製品・サービス」をチェック

活用例②

スマート農業について講演ができる方を探したい！



会員検索・会員一覧から
「詳細検索」をクリック



検索条件「〇〇から探す」から
「実績等→スマート農業関係の講師」をチェックして「検索する」をクリック



画面下の検索結果を確認
企業プロフィール下から
「お問い合わせ」をクリック

事業提案募集によるマッチング

活用例③

一緒にこんな事業やりませんか？



事業提案タブの「新規投稿」をクリック
必要事項記載のうえ、「登録」をクリック

活用例④

いい投稿がある！この事業提案に応募したいな



事業提案タブの「事業提案一覧」をクリック
気になる提案をクリック



事業提案タブの詳細をチェック
気になる事業提案があれば「応募する」をクリック

スマート農業技術活用促進集中支援プログラム

令和９年度予算概算要求額　79,637百万円（前年度 18,505百万円）

＜対策のポイント＞

スマート農業技術活用促進法に係る生産方式革新事業活動を行う農業者等や開発供給事業を行う者に対して、**スマート農業技術を活用するための環境整備**や**各種支援事業の優遇措置**等により集中的かつ効果的に支援を行い、栽培方式の転換やスマート農業技術等の開発を促進し、農業の生産性の向上を図ります。

＜政策目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上［令和12年度まで］

＜事業の全体像＞

生産方式革新事業関係

認定生産方式革新事業者が行う**スマート農業技術の活用**と**新しい生産方式の導入の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
・持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策
・強い農業づくり総合支援交付金
・地域農業構造転換支援事業　　等

【支援イメージ】

スマート農業機械の導入



ドローンによる直播



収量コンバイン

技術に適した生産方式への転換



果樹の省力樹形への改植

開発供給事業関係

認定開発供給事業者が行う**本法に基づく重点開発目標に沿った開発・実用化の取組**に対し、予算上の優遇措置等を設定し、集中的に支援します。

・スマート農業技術の開発・供給促進事業
　┌ 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
　└ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発　等
・スタートアップ創出強化対策
・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発　　等

【支援イメージ】

難度の高い技術の研究開発



自動制御技術等を活用した、
定植等の作業管理機

低コスト・小型化等の技術の研究開発



中山間地域等の多様な生産現場で活用可能な
管理作業機の小型化（非乗用型への転換など）

社会実装の下支え

スマート農業技術活用の促進のための環境整備関係

農地の大区画化や**情報通信環境の整備**、**スマート農業教育の充実**、**生産者・開発者が参画するスマート農業イノベーション推進会議の運営**をはじめとしたスマート農業技術活用の促進のための環境整備を支援します。

・農業農村整備事業　　・大区画化等加速化支援事業　　・農業生産基盤情報通信環境整備事業
・スマート農業研修教育環境整備事業　　・スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営　等

［お問い合わせ先］　大臣官房政策課技術政策室　(03-6744-0408)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち

サービス加速化事業（スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業）

令和９年度予算概算要求額18,188百万円の内数（前年度 2,530百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

１．スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

２．農業支援サービスの育成加速化支援

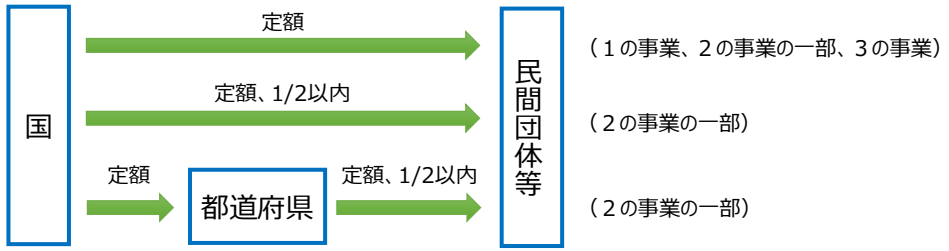
サービス事業の立上げや事業拡大に向けた**ニーズ調査**、**サービス提供の試行・改良**、サービスの提供に必要な**スマート農業機械等の導入**、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な**施設整備**等を一体的に支援します。

３．農業支援サービスの土台づくり支援

①サービスの**標準的な作業工程**や**作業精度**等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

②サービス事業への新規参入を促すための**スタートアップセミナーの開催**等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

１．スマート農業技術と産地の橋渡し支援



２．農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）



＋

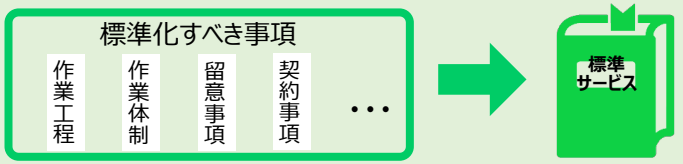
・サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備の支援（ハード）

（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



３．農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



［お問い合わせ先］　農産局技術普及課　（03-6744-2107）

（令和8年5月版）

ドローンやコンバイン等を活用した 農作業受託等を始めたい方、拡大したい方

どなたでも、農業者をサポートする 農業支援サービス事業者として活躍できます！

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業では、農作業受託に必要な農業機械は全て半額補助（※1）します

建設業者

技術を活かして
耕耘等の農作業を代行



トラクター
（＋アタッチメント）

個人事業主

空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA、農業者

地域の収穫作業を代行



コンバイン

※1　補助上限額（1,500万円、3,000万円、5,000万円）

例えば、このような活用も可能です（※2）



ドローンの導入※3



ドローン操作技能の習得※4



お試しサービスの提供※4

※2　農業支援サービス事業に取り組む前提であって、事業ごとに定める要件を満たす必要があります。
※3　補助率：1/2以内、補助上限額：1,500万円、3,000万円、5,000万円
※4　補助率：定額、補助上限額：1,500万円、3,000万円

農業支援サービス事業や本事業の概要は裏面をご確認ください

令和７年度補正予算
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

（農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）

補助事業の詳細はこちら（農林水産省HP）

注：農業機械の画像はイメージ（出展：農林水産省「新技術_製品・サービス集」）

主な対象者

農業支援サービス事業者

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組のことをいいます（本事業を活用して始める者を含む）。農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

（例１）地域の農業者から委託を受け、コンバインでの収穫作業を対価を得て代行する農業者
（例２）複数産地の農業者から委託を受け、ドローンでの病害虫防除作業を対価を得て代行する事業者　等

補助対象の取組

●立上げ・事業拡大の取組

・サービス事業の新たな産地等における ニーズ調査
・サービス事業の企画・検討に当たって 必要な機械のレンタル・改修、データ 収集・分析
・サービス事業を企画・運営する専門人材 の育成、サービス事業の普及に資する デモ実演、情報発信　等

●スマート農業機械等の導入

サービスの提供に必要な農業機械
（例：トラクター、コンバイン、田植え機、ドローン、リモコン草刈り機、堆肥散布機　等

※本体価格が５０万円以上（税別）のもの。
※スマート農業機械である必要はありません。
※中古も対象です（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が２年以上のものに限る）。
※トラクター等の大型農機と一体的に導入する場合にセーフティローダー等の専用運搬車の導入が可能です

補助上限額

●立上げ・事業拡大の取組

○補助率：定額
○補助上限額
ア　1,500万円
・都道府県域でサービス事業を実施する（以下イに該当しない場合のみ）

イ　3,000万円
・複数の都道府県にわたってサービス事業を実施
・整備事業を実施する場合
・認定された生産方式革新実施計画（※）に促進事業者として位置付けられており、取組内容が当該計画の内容と合致している場合

※農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）に基づく生産方式革新実施計画

●スマート農業機械等の導入

○補助率：1/2以内
○補助上限額
ア　1,500万円
・都道府県域でサービス事業を実施する場合（以下イ・ウに該当しない場合のみ）

イ　3,000万円
・都道府県域でサービス事業を実施する場合であって、スマート農業機械を導入する場合

ウ　5,000万円
・複数の都道府県にわたってサービス事業を実
・整備事業を実施する場合
・認定された生産方式革新実施計画（※）に促事業者として位置付けられており、取組内容当該計画の内容と合致している場合

申請先

○　サービスを都道府県域で提供する場合　➡　本事業の取組に係るサービス事業を実施す都道府県

○　サービスを複数の都道府県で提供する場合
○　整備事業を実施する場合
➡　本事業の取組に係るサービス事業の主な実施地域を管轄する地方農政局等

【事業全般に関するお問い合わせ】
農林水産省農産局技術普及課サービスユニット
TEL：03−6744−2107

◀　事業の詳細や公募情報等はこちら（農林水産省HP）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち

スマ転事業（スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業）

令和９年度予算概算要求額18,188百万円の内数（前年度 2,530百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換**等の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

１．スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、**農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換**により**労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組**に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

※品目ごとの技術課題

水稲：直播栽培や自動化農機の導入　等

麦・大豆：土地生産性・品質の向上　等

畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入　等

果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入　等

野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入　等

２．全国推進事業

スマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換を行う先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

１．スマート技術体系転換加速化支援

(水稲)



（例）
自動操舵システム＋直播栽培による作期分散

(果樹・茶)



（例）
自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化

(畑作物)



（例）
AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別

(野菜)



（例）
高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫

２．全国推進事業

シンポジウム等の開催



展示ほの設置



先進的な取組の横展開

［お問い合わせ先］　農産局技術普及課　（03-6744-2107）

スマート農業技術の活用を検討されている農業者のみなさまへ

“スマ転事業”による 機械導入 のごあんない

（正式名称：スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業　スマート技術体系転換加速化支援（地域型））

ここがポイント！

- ☑ 必要な要件※を満たせば、個人経営の方でも、農業機械の購入費用の1/2の支援が受けられます！ ※ 裏面を参照
- ☑ スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象となります！
- ☑ 補助額は、１件当たり最大２．５億円！大型機械や複数台の導入も可能です！







国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ
農業機械技術クラスター プロジェクトのご紹介より



農林水産省

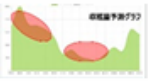
必要な要件（主なもの）

① スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものであること。

② 労働生産性を５％以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標（単収や品質の向上など）の両方の実現を目指すこと。

③ 地域単位で策定する「産地スマート計画」に位置付けられていること。（スマート法に基づく生産方式革新実施計画の認定者は不要）

取組例（赤字がスマート農業技術）

	水　稲	畑作物	野菜・花き	果　樹
技術課題（例）	直播栽培の導入	大規模化に対応した機械化体系の導入	機械化一貫体系の導入	自動化農機の導入
導入機械（例）	 自動操舵での播種	 大型ロボトラ	 キャベツ収穫機	 自動追従運搬車
新たな生産方式（例）	 直播栽培の導入面積拡大（作期分散）	 栽培管理システムから得られるデータの共有・分析に基づく生産管理	 出荷予測システムから得られるデータの共有・分析に基づく一斉収穫	 省力樹形の導入

事　業　ス　キ　ー　ム



- 農業者が作成する事業計画は、地域協議会等が作成する産地スマート計画への位置づけが必要です。また、都道府県への補助金の申請は、地域協議会等の単位で行う必要があります。
- 産地スマート計画には、品目ごとに規模要件が設定されています。
- ただし、スマート法に基づく生産方式革新実施計画の大臣認定を受けた農業者は、単独で都道府県に補助金の申請を行うことができます。

農林水産省 農産局 技術普及課
スマートユニット　☎ 03-6744-2107
事業の申請については、お住まいのある市区町村の地域協議会等（市区町村、JA等）にお問合せください。

詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。▶▶▶
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html

55 担い手への農業用機械・施設の導入

令和９年度予算概算要求額 15,431百万円（前年度 4,007百万円）

＜対策のポイント＞
地域の中核となって**農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合**に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

＜事業目標＞ ［2030年まで］
○ 担い手への農地集積率 ７割　　○ 販売金額に占める担い手のシェア ９割

＜事業の内容＞

１．地域農業構造転換支援対策　　**14,344百万**（前年度 2,920百万円）

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって**農地を引き受ける担い手**が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

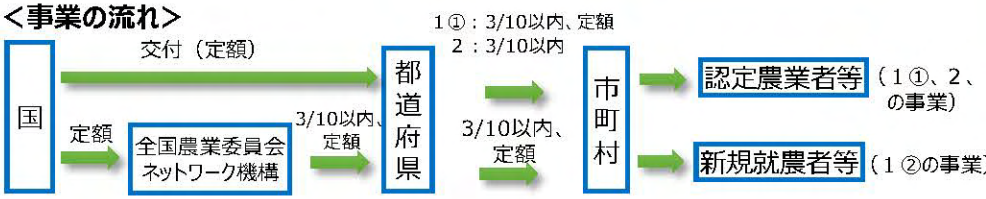
○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
○ 成果目標 ※以下から選択
- 経営面積の３割又は４ha以上の拡大
- 付加価値額１割以上の拡大
- 労働生産性３％以上の向上

２．農地利用効率化等支援事業　　**1,087百万円**（前年度 1,087百万円）

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）
○ 補助率：3/10以内
○ 補助上限：300万円等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

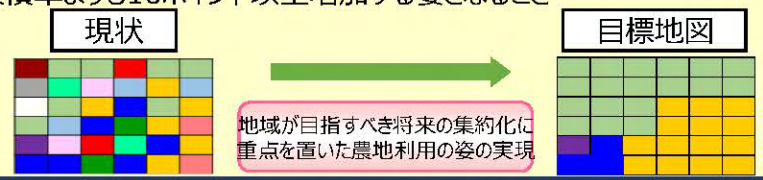
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

＜対象となる農業用機械・施設＞
成果目標の達成に直結する農業用機械・施設
（例）



＜対象者＞
地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

＜対象地域＞
地域計画の目標集積率が６割以上（都府県の中山間地域は５割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること



地域農業の維持・発展

［お問い合わせ先］
1①、2の事業　経営局経営政策課　(03-3502-6444)
1②の事業　就農・女性課　(03-3502-6469)

令和８年６月11日時点

地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける**担い手**の経営改善に必要な
農業用機械・施設の導入を支援します。

R７補正～の変更点

補助率	3/10以内	補助上限額	個人1,500万円以内 法人3,000万円以内

法人の補助上限の引上げ!!
1,500万円→3,000万円

対象者

地域計画に位置付けられた**担い手**※

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者

本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種**農業用機械・施設**が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス　など



成果目標（３年度目の目標）

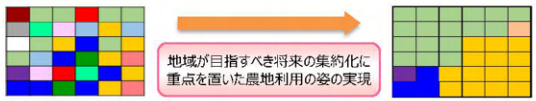
以下のいずれか１つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の３割又は４ha以上の拡大
- 付加価値額１割以上の拡大 NEW
 （付加価値額 = 収入総額 − 費用総額 + 人件費）
- 労働生産性３%以上の向上 NEW

経営面積の拡大以外の目標も選択できるように!!

対象地域

- 地域計画の目標集積率が６割以上（都府県の中山間地域は５割以上）
 又は
- 現行の地域計画か、見直し後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること NEW



地域計画の見直しに取り組む地域等も対象に!!

＜食料・農業・農村基本計画KPI＞［2030年まで］
- 担い手への農地集積率　７割
- 販売金額に占める担い手のシェア　９割

＜令和７年度補正予算額＞
- 12,286百万円の内数

＜令和８年度当初予算概算決定額＞
- 2,920百万円の内数

農林水産省

※内容については、変更になる場合があります

その他の留意事項など

- 農業用機械のリース導入も対象（補助率：定額。取得額相当の3/7）
 （成果目標に加え、リース期間終了後に相当程度の経営面積の拡大をする場合）
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が２年以上であること）
- 成果目標の達成に直結するものであること
- 既存の機械等の代替として、同種・同能力等のもの（いわゆる更新）でないこと
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 既に購入（契約）している機械等でないこと
- 処分制限期間内（耐用年数に準じて設定）は適正に管理。期間内に離農して使用しなくなった場合等、残存簿価等に応じた補助金返還が必要となる場合があること
- 虚偽の申請をした場合、補助金返還等の措置を講ずることがあること

事業の主な流れ

市町村を通じて、担い手を支援する仕組みです。

①市町村が要望調査を実施（※）
→ ②担い手（助成対象者）が、申請書を作成・応募
→ ③市町村、都道府県、国による審査、助成対象者の決定
→ ④市町村から通知後、担い手による事業の開始（契約等）
→ ⑤事業完了（納品等）後、補助金の支払い
→ ⑥目標達成状況の報告（３年度目まで）

※　要望調査は当面の間、実施します。
提出期限は市町村がそれぞれ設定しますので、本事業の活用を検討する農業者の方は市町村にご確認ください。

審査の結果、配分されない場合があります。
各回の配分予定額を上回る要望があった場合には、成果目標の設定状況等によるポイントに基づき配分します。また、配分予定額の半分は、経営面積の拡大を選択した方から優先して配分します。

【問い合わせ先】
本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。

農林水産省経営局経営政策課担い手・法人総合対策室 03-3502-6444（直通）

地域農業構造転換支援対策のうち

新規就農者チャレンジ事業

令和９年度予算概算要求額　15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者**が**早期に経営発展**するために必要な**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**します。

＜事業目標＞

○　担い手への農地集積率（７割［令和12年度まで］）　○　販売金額に占める担い手のシェア（９割［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**します。

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

○　農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
○　農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
○　家畜の導入
○　果樹・茶の新植・改植
○　農業用機械のリース導入　等

【支援額】

国費上限：個人1,500万円　法人3,000万円

【補助率】

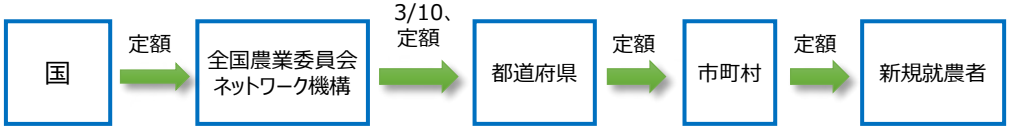
購入：3/10以内　リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

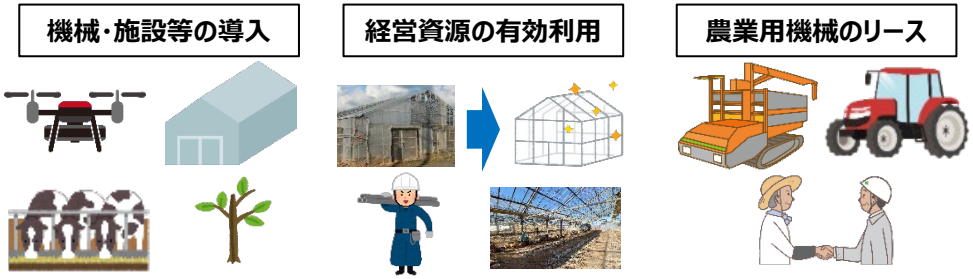
営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

①　**地域計画の目標集積率が６割以上**（都府県の中山間地域は５割以上）
②　**目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜主な要件＞

○　青年等就農計画の認定を受けていること
○　地域計画の目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
○　導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
○　経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

＜成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）＞

以下のうち、いずれか１つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

○　経営面積の３割以上の拡大
○　付加価値額１割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 − 費用総額 + 人件費）
○　労働生産性３％以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数））

［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課　（03-3502-6469）

地域農業構造転換支援対策のうち

スマート農業研修教育環境整備事業

令和９年度予算概算要求額　15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域農業の構造転換に向け、**担い手の規模拡大**に資する**スマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援**します。

＜事業目標＞

スマート農業技術を活用した面積の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等における**スマート農業教育環境の整備を支援**します。

※AIを活用して経営の最適化を実現できる人材育成の取組を含む。

①**農業用機械・設備**等の導入、**ICT環境**の整備　【補助率：1/2以内】

②**スマート農業のカリキュラム強化**等　※①を実施する場合に限る。　【補助率：定額】

２．現役農業者のリ・スキリング

営農類型に即した**体系的なスマート農業技術**の**リ・スキリングを行う研修・教育**を支援します。　【補助率：定額（上限　1,500万円/県）】

３．研修農場の整備

スマート農業技術を導入した**実践的な研修農場の整備**や、そのための**体制整備**を支援します。

①研修農場の整備（スマート農業機械・設備等の導入）　【補助率：1/2以内】

②誘致体制の整備　※①を実施する場合に限る。【補助率:定額(上限600万円/地区)】

４．雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備

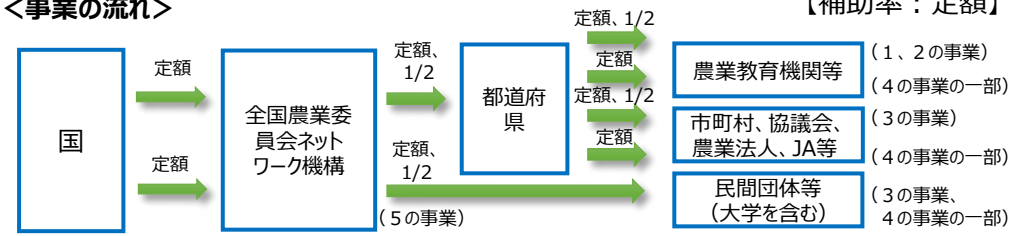
雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体の育成に向け、研修農場等による就農希望者向けの**研修カリキュラムの開発・実施、スマート農業機械等の導入**等を支援します。　【補助率：定額（上限 7,000万円/地区）】

５．その他

上記事業を実施するための調査や指導力強化等の推進事業の実施を支援します。

【補助率：定額】

＜事業の流れ＞

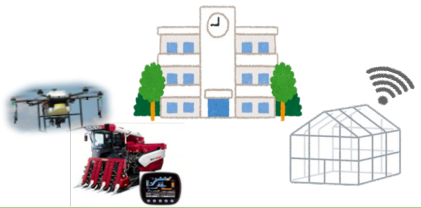


（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

１　農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、スマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化等を支援。



２　現役農業者のリ・スキリング

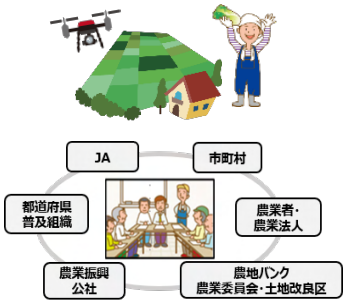
体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



３　研修農場の整備

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。



４　雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備

雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体（雇用型経営体）の育成モデルを創出するため、高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修実施を支援。



［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課　（03-6744-2162）

畑作物産地生産体制確立・強化事業

令和９年度予算概算要求額　7,219百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

沖縄県、鹿児島県等の**さとうきび・かんしょ産地**や北海道の**畑作地帯等の畑作物産地**における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、**労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援**します。

＜事業目標＞

○　さとうきびの単収の向上・安定化（5,943kg/10a［令和12年度まで］）
○　かんしょの生産量の増加（84万t［令和12年度まで］）
○　ばれいしょの生産量の増加（233万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．畑作物生産性向上支援事業

① さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、**病害虫への対応**や**生産性向上等の取組**を支援します。

② ばれいしょ・豆類・そば・なたね等の安定生産・供給体制を構築するため、**種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成、新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫まん延防止対策、気候変動対策等の取組**を支援します。

③ 需要動向等に対応した**新たな生産体系の構築**、労働負担軽減のための**基幹作業の外部化**や**省力作業機械の導入、化学農薬・肥料の投入量を低減した栽培方法の実証、生産構造転換に向けた総合的な対策等の取組**を支援します。

２．畑作物加工・流通対策支援事業

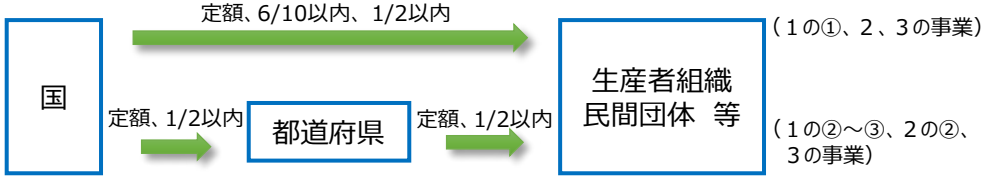
① 分みつ糖・いもでん粉工場の**労働生産性向上等の取組**を支援します。

② 畑作物の持続的な生産を確保するため、**インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組**を支援します。

３．畑作物産地生産体制確立・強化整備事業

分みつ糖工場・いもでん粉工場の省力化による**労働生産性向上**や、かんしょ・ばれいしょの健全な種苗等の**供給体制の強化に必要な施設整備等**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

○労働力不足の顕在化　　○難防除病害虫の発生
○かんしょや加工用・でん粉原料用ばれいしょ、豆類、そば等の需要の高まり
○気候変動への対応
○減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり　　等

地域・品目に応じた生産性向上、環境負荷・労働負担軽減による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

地域・品目に応じた生産性向上

- 地域の生産体制を支える担い手の育成
- 病害虫抵抗性品種の導入
- 複数年契約取引の拡大や新品種・ 安定生産対策技術の導入
- 基幹作業の外部化や省力機械の導入
- 需要動向や気候変動に対応した生産体系構築や環境に配慮した栽培方法の実証
- 輪作体系の確立に向けた生産構造転換に係る総合的な対策

等を支援



工場の生産性向上・流通対策

- 工場の人員配置、工程の見直しの取組、エネルギー転換に向けた調査
- インバウンド向け等消費拡大に係る市場調査、新商品の開発、新たな製品開発のための機械設備等の導入、甘味資源作物の他用途利用に向けた取組　　等を支援

産地体制強化のための施設整備

- 分みつ糖工場の集中管理、自動化等省力化施設、衛生管理の高度化施設、脱炭素機器設備の導入
- 健全な種苗等の供給体制の強化
- ばれいしょ供給体制の強化　　等を支援

［お問い合わせ先］　農産局地域作物課　（03-6744-2115）

持続的生産強化対策事業のうち

果樹農業生産力増強総合対策

令和９年度予算概算要求額　6,128百万円（前年度 5,556百万円）

＜対策のポイント＞

国内外の需要に応えきれていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植**、**新たな担い手の確保・定着**等の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や**気候変動への適応対策**、**苗木の供給力強化**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大（245万t［令和5年度］→256万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．省力的な樹園地への改植・新植等支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。また、**クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木の改植**による樹園地の再生を支援します。

２．新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファーム（TF）の整備**や、**技術指導・管理等に要する経費**を支援します。

３．苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産体制の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

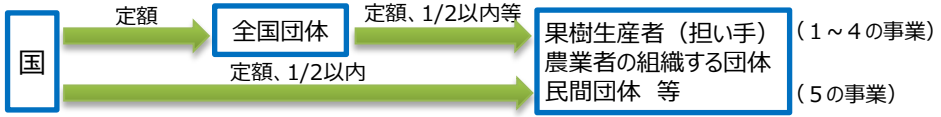
４．国産果実の流通加工への支援

未利用果実の活用に向けた**栽培実証**、**出荷・流通体制の構築**、**加工品の試作**等の取組や既存の加工・業務用産地の体制強化に向けた**経営分析**、**栽培様式・流通の改善**、**加工技術の改善・開発**等の取組を支援します。

５．産地の構造転換に向けたモデル実証への支援

生産性を大幅に向上させる生産供給体制モデルや、**高温等に対応した栽培体系への転換を図る気候変動対応モデル**、**苗木の需要動向に対応**し、**安定的かつ効率的に苗木を生産・供給できる苗木生産供給体制モデル**を構築する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

省力的な樹園地への改植・新植等

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品 目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111（108）万円/10a（根域制限栽培）	73（71）万円/10a（超高密植栽培）
慣行栽培	23（21）万円/10a	17（15）万円/10a
未収益期間対策（幼木管理経費）	22万円/10a（４年分）※ ※ クビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木を他品目（非寄主植物）に転換する場合は、25万円/10a	

・遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入を支援（補助率1/2以内）

・マメコバチ増殖の環境整備を支援（補助率1/2以内）

新たな担い手の確保・定着の促進



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、園地を研修終了後に継承

＜支援内容＞

・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）

・果樹型TFの管理（技術指導・管理等の経費）

産地の構造転換に向けたモデル実証

生産供給体制モデル実証

・ニーズに応じた作業合理化（日常使い品の省力的生産など）

・加工や業務用果実の生産　等

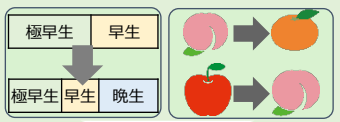


・生産性の大幅な向上

気候変動対応モデル実証

・品種構成の見直し

・品目の見直し 等



・栽培マニュアルの策定

苗木生産供給体制モデル実証

①苗木の需要動向調査

②地域全体の生産計画の策定

③産地による苗木の効率的生産 等



・苗木の供給力強化

［お問い合わせ先］

（１～３、５の事業）　農産局果樹・茶グループ　（03-3502-5957）

（４の事業）　園芸作物課　（03-3502-5958）

花粉安定確保対策事業

海外での病害発生等による輸入不安定化のリスク軽減のため、国産花粉の安定生産・供給に向け、**花粉専用樹の改植・新植や小規模園地整備、花粉採取・精選のための機械・設備のリース導入等の取組**を支援します。

＜事業の内容＞

１．花粉の安定生産・供給体制の構築

花粉の安定生産・供給体制を構築するため、市町村や生産出荷団体等による連携体制構築のための検討会の開催を支援します。
（補助率：定額）

２．花粉専用樹の改植・新植、育成管理経費

花粉専用樹の改植・新植にかかる苗木の購入のほか、深耕・整地や土壌土層改良等を支援します。
また、改植・新植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等を支援します。
（補助率：定額、 1/2以内 ）

３．小規模園地整備

傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備や、これら取組に必要な重機リース等を支援します。
（補助率：1/2以内）

４．機械・設備のリース導入

花粉採取機や開葯機、花粉精選機等の機械・設備のリース導入を支援します。
（補助率：1/2以内）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

花粉の安定生産・供給に向けた取組支援

国産花粉の安定生産体制整備



花粉の安定生産・供給のための連携体制の構築

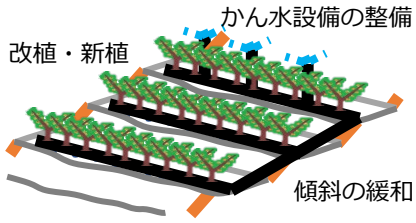


花粉生産ほ場の整備



花粉の安定生産・供給

具体的な導入支援



花粉採取に必要な機械等のリース導入



花粉精選機



生葯の分離採取装置

果樹農業生産力増強総合対策（５．産地の構造転換に向けたモデル実証への支援）

果樹農業構造転換支援事業

産地の構造転換に向け、**生産性の向上**や**気候変動への対応**、**苗木の供給力強化に資するモデル実証を支援**します。また、その**モデルを全国に展開するための取組を支援**します。

＜事業の内容＞

Ⅰ　パイロット実証事業

１．生産供給体制モデル実証

省力栽培技術の導入や**作業の合理化**等により、**生産性を大幅に向上させる生産供給体制モデル**を構築する取組を支援します。
（補助率：定額、1/2以内）

２．気候変動対応モデル実証

高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目・品種の導入等、**産地ごとの課題に応じたモデル構築**の取組を支援します。
（補助率：定額、1/2以内）

３．苗木生産供給体制モデル実証

産地の**苗木需要の動向に対応**し、**安定的かつ効率的に苗木を生産・供給するためのモデル構築**の取組を支援します。
（補助率：定額、1/2以内）

Ⅱ　全国推進事業

Ⅰのモデルを全国に展開するための取組を支援します。
（補助率：定額）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

生産供給体制モデル実証

＜需要に生産が応えきれていない＞
・農業者の減少・高齢化
・収穫等機械化が困難な作業が多く労働集約型
・生産性の向上が急務

＜作業の合理化＞



・ニーズに応じた作業合理化（日常使い品の省力的生産など）
・加工や業務用果実の生産　等

＜生産性の大幅な向上＞



・多様なニーズへの対応

※果樹生産者や実需者等により構成されたコンソーシアムの取組を支援

気候変動対応モデル実証

＜高温障害の発生＞



日焼け果・着色不良の発生

＜品種構成・品目の見直し＞



品種構成の見直し　**品目の見直し**

＜栽培マニュアルの策定による普及＞



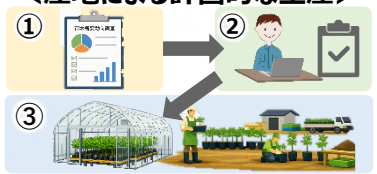
マニュアルの策定

※果樹生産者や都道府県等により構成されたコンソーシアムの取組を支援

苗木生産供給体制モデル実証

＜苗木の供給不足＞
・省力樹形の普及に伴う苗木需要の増加
・自然災害時の突発的な改植需要
・苗木の供給体制の強化が急務

＜産地による計画的な生産＞



①苗木の需要動向調査
②地域全体の生産計画の策定
③産地による苗木の効率的生産

＜苗木の供給力強化＞



・需要に応じた苗木の供給
・災害時の迅速な供給拡大

※果樹生産者や苗木生産者等により構成されたコンソーシアムの取組を支援

［お問い合わせ先］農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

みどりの加速化支援交付金のうち

先進的有機農業拡大促進事業

※概算要求時点の内容であり、今後変更が生じる可能性があります。

令和9年度予算概算要求額　1,803百万円（前年度 － ）の内数

＜対策のポイント＞

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、**スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上**や、**有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保**に取り組む農業者等を支援します。

＜事業目標＞

○　有機農業の面積（6.3万ha［令和12年まで］）
○　スマート農業技術を活用した面積の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、**スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組**を支援します。

【支援内容】

① スマート農業技術等に関する機械等の導入
（自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等）
② 有機農業の拡大に向けた取組
（ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機農産物を使った加工品の開発等を通じた販路拡大等）

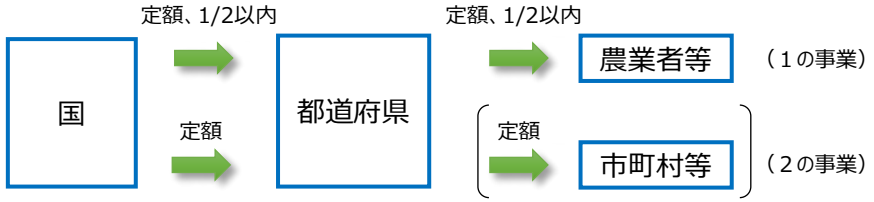
【支援要件】

① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること 等の全ての要件を満たすこと

2．有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1．スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

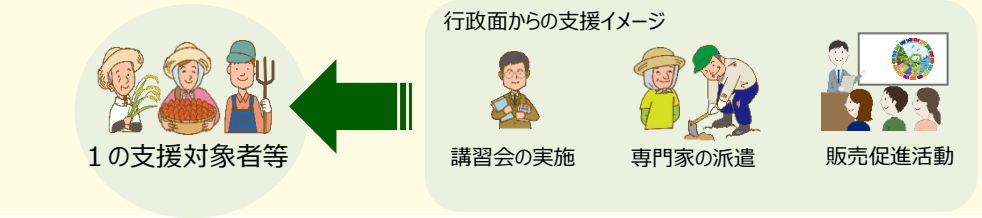


有機農業の更なる拡大

生産面における効率化、省力化

流通体制の効率化、加工品開発等による販路拡大

2．有機農業拡大支援



［お問い合わせ先］　農産局農業環境対策課　（03-6744-2114）

先進的有機農業拡大促進事業の概要

※概算要求時点の内容であり、今後変更が生じる可能性があります。

<table>
<tr><th>支援メニュー</th><td colspan="3">（１）スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</td><td>（２）有機農業拡大支援</td></tr>
<tr><th>事業内容</th><td>①有機農業の拡大に必要なスマート農業技術等に関する機械等の導入を支援</td><td>②有機農業の拡大に必要な資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置の取組を支援</td><td>③その他、有機農業の拡大に必要な取組を支援</td><td>（１）に取り組む農業者等を支援するための取組を支援</td></tr>
<tr><th>事業実施主体</th><td>農業者、農業者の組織する団体又は農業者を構成員とする協議会</td><td colspan="2">都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会、農業者、農業者の組織する団体等</td><td>都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会</td></tr>
<tr><th>事業実施計画作成主体</th><td colspan="4">都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会が事業実施計画作成主体となり、（１）と（２）の事業をまとめた事業実施計画を作成</td></tr>
<tr><th>取組例</th><td>・自動走行農機、高能率水田除草機、自動抑草ロボット等のスマート農業技術に関する機械等の導入
・スマート農業技術に関する機械等と併せた通常の農業機械、加工・保管設備等の導入</td><td>・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽
・果樹棚、茶棚、雨除け設備等の設置
・用水、かん水施設等の整備</td><td>・新技術や新規作物導入に向けた試験栽培、土壌分析等
・流通体制の効率化に向けた専用保管設備等の活用
・販路開拓に向けた有機加工品の開発</td><td>・生産者、流通業者、実需者等による流通合理化に向けた会議開催
・展示会等の開催
・加工品の試作
・転換期間中有機農産物の活用</td></tr>
<tr><th>補助率</th><td>２分の１以内</td><td>２分の１以内</td><td>定額</td><td>定額</td></tr>
<tr><th rowspan="2">補助上限</th><td>－</td><td colspan="2">４００万円</td><td rowspan="2">８００万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">５，０００万円</td></tr>
<tr><th>面積要件</th><td colspan="4">主要な事業対象品目の有機農業の取組面積の現状値又は事業実施年度の取組予定面積が次に掲げる規模以上であること。
稲：10ha（5ha※）、麦・大豆・雑穀：5ha（2.5ha※）、いも類・露地野菜：2ha（1ha※）、果樹：1ha、施設園芸：1ha
※中山間地域等の場合</td></tr>
<tr><th>成果目標</th><td colspan="4">次の中から選択して合計２つの目標を設定（有機農業の取組面積拡大は必ず選択）。目標の高さに応じて採択時のポイントが加算。
・有機農業の取組面積を２ha以上又は10%以上拡大
・有機農産物等の販売数量又は販売額を10%以上増加
・取組品目の10a当たり収量を地域の慣行栽培における平均的な水準以上まで増加
・労働生産性５%以上向上</td></tr>
</table>

○　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

令和９年度予算概算要求額（所要額）　54,710百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

畜産の**収益性、持続性**を高めるため、必要な**施設整備や機械導入等を支援**します。また、高齢の繁殖雌牛から**若い繁殖雌牛への更新**や、**酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入**を支援します。

＜事業目標＞

○　牛肉の生産量の増加（35万t［令和５年度］→36万t［令和12年度まで］）
○　飼料自給率の向上（27%［令和５年度］→28%［令和12年度まで］）　　等

＜事業の内容＞

１．畜産クラスター事業

【収益性向上タイプ】

畜産クラスター計画に基づく収益性向上等に必要な①施設整備や②機械導入のほか、③効果の実証に必要な調査・分析を支援します。

【持続性向上タイプ】

畜産クラスター計画に基づく畜産・酪農経営の持続性向上や社会的課題への対応に必要な補改修を含む①施設整備や②機械導入を支援します。

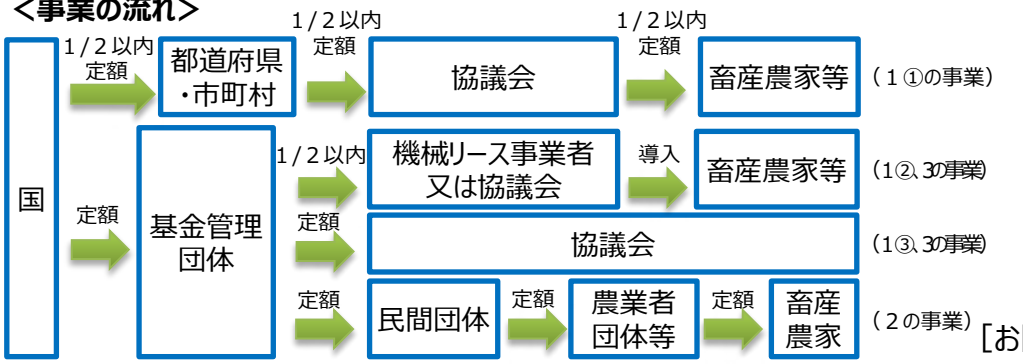
２．優良繁殖雌牛更新加速化事業

増体や肉質に優れた肉用子牛の生産を推進するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新を支援します。

３．ICT化等機械装置等導入事業

畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械の導入・実証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞

１　畜産クラスター事業

収益性向上タイプ

スケールメリットを活かし生産性向上に取り組む大規模経営を中心に支援

- 収益性の向上を目指すクラスター計画を策定
 - ＊ **１頭当たり販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加といった成果目標を設定**

【支援内容】

① 計画に基づく施設整備（補助上限５億円/年）や機械導入を支援
② 補改修や中古機械の導入も推進
③ 酪農の成牛舎及び搾乳牛舎の整備する場合、国産飼料基盤(北海道40㌶/頭、都府県10㌶/頭)を要件
＊ 国産飼料購入分の面積換算も可。都府県においては給与飼料量の10%分を国産に置き換えることでも可。
④ 収益性向上に向けた新たな取組の実証に必要な調査、分析、飼養試験などを支援可能

持続性向上タイプ

経営を維持し地域を支える中小家族経営を中心に支援

- 持続性向上や社会的課題への対応を目指すクラスター計画を策定
 - ＊ **国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止といった成果目標を設定**

【支援内容】

④ 持続性向上に必要な施設・機械（車両消毒ゲート、野生動物侵入防止柵・壁、防除機械など）を支援可能

●適切な規模・価格での機械導入を推進するための方策を検討

2. 優良繁殖雌牛更新加速化事業の奨励金交付単価

優良な繁殖雌牛	10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛	15万円/頭

3.ICT化等機械装置等導入事業の支援内容

省力化のための機械の導入・実証を支援。
スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。

［お問い合わせ先］　（１の事業）　畜産局企画課　（03-3501-1083）
（２、３の事業）　畜産振興課　（03-6744-2587）

鶏卵の安定供給を図るための生産・流通対策パッケージ

食生活上、重要なタンパク源である鶏卵について、鳥インフルエンザが頻発する中でも安定的な供給を確保するため、これまで進めてきた飼養衛生管理の徹底の一層の推進を前提に、以下の対策を講じる。

1　分割管理の集中推進

○　**大規模農場や鳥インフルエンザ既発農場における分割管理の導入の促進を強化**
- 集卵ベルトの扱いの見直しなど**「取り組みやすい分割管理」**の導入
- **県**が殺処分後の経営再開の可否を判断する際の**分割管理の意向確認を強化**

※消費・安全対策交付金ハード事業や、畜産クラスター事業等でハード面も支援

2　スマート畜産技術による飼養衛生管理・疾病予防対策の高度化

○　**スマート畜産技術に関する検討会**を立ち上げ、**官民で共同**して、
家畜防疫の強化及び生産性の向上に資する**スマート畜産技術の開発、実装を加速化**

＜技術開発のイメージ＞　**AIを活用**した感染鶏の**早期発見・畜舎内環境**の**最適化**　等

3　液卵の製造・利用の更なる推進

○　鶏卵の供給ひっ迫時にも**家庭向けのパック卵を安定的に供給できるよう**、
特に**外食・加工用**について、**保存性の高い液卵へのシフト**をさらに進めるため、
液卵関係施設を支援

農業生産基盤情報通信環境整備事業

令和９年度予算概算要求額　1,004百万円（前年度 655百万円）

＜対策のポイント＞

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化を促進**するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞

情報通信環境の整備に取り組む地区（約100地区［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る**調査、計画策定に係る取組**を支援します。また、**情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組**を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う**民間団体の活動**を支援します。

２．施設整備事業

① **農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局**等の**情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。

② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

【実施要件】

・事業実施計画を策定していること（１、２の事業）

・総事業費200万円以上　等（２の事業）

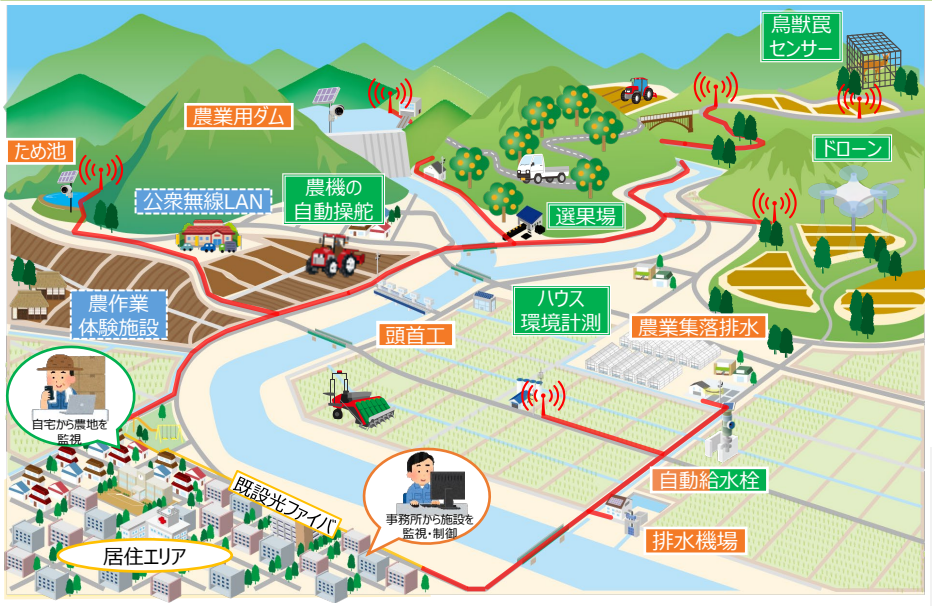
＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2等 → 都道府県（１①、２の事業） → 市町村等（１①、２の事業）

国 → 定額 → 民間団体（１②の事業）

（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞



事業活用事例（A地区）



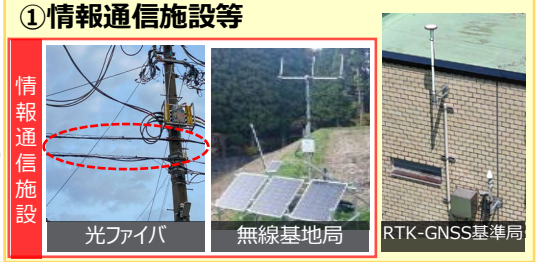
○ **計画策定支援事業を活用**し、地域一体となって事業を推進する**取組体制を構築**。

○ 国営事業によるほ場整備と併せて、**無線基地局**を整備し、農機の自動操舵のための**RTK-GNSS基準局**、**自動給水栓等**を導入予定。

（情報通信施設の活用例）

- スマート農業の実装に関する利用
- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- 地域活性化に関する利用

①情報通信施設等



②附帯設備　（単独整備も可能）　※下線部は拡充内容



［お問い合わせ先］　農村振興局地域整備課　（03-6744-2209）

農業農村情報通信環境整備準備会

「ICT」で農業が進む、農村が変わる。

ICT（情報通信技術）を活かして、
農業農村や地域のお困りごとを解決できるかもしれません。
地域の皆様の情報通信環境整備に関する取組を、
「農業農村情報通信環境整備 準備会（事務局 農林水産省）」が
様々な形でサポートしていきます。

携帯電話サービスの届きにくい地域でも、目的に合った通信環境を整備することで、以下のような機器を設置・操作できます。



水田管理センサー
- 圃場の見回りの省力化
- 水管理の遠隔操作



ため池遠隔監視装置
- 水位の遠隔監視
- 水門開閉の遠隔操作



鳥獣罠センサー
- 罠にかかると
 スマートフォンに通知



環境モニタリングシステム
- 栽培環境を数値管理化
- 気温、湿度、土壌水分等の管理

「準備会」ではさまざまな情報・支援を行っています。ぜひご活用ください！

まずは情報収集
ホームページ

実際に情報通信環境整備に取り組んだ地区の事例や関連するイベント開催情報・資料の公開などを行っています。
ご入会いただくと、会員専用ページ限定の資料・動画などが閲覧・ダウンロード可能です。
会員限定メールマガジンでも情報配信中。


事例紹介ページ

より一層知識を深める
セミナー、研修会、講習会

情報通信環境整備の必要性や先進事例を紹介するオンラインセミナーのほか、先進地域の現地視察会も開催。
（非会員も参加いただけます。）

情報通信に関する基礎知識の習得等を目的とするユーザー会員向けのオンライン研修会、
個別地区支援のノウハウの習得等を目的とするサポート会員向けのオンライン講習会も開催。（会員限定）


オンライン研修会の様子


自動走行機械の実演

地域課題に沿った、より手厚い支援
個別地区支援

地域課題を抱え事業化を検討しているユーザー会員に対し、
サポート会員で編成された支援チームにより、
現地調査等を行いつつ、
ソリューションの提案等を行い、
事業化のための概略構想の策定を支援します。


現地調査の様子

ご入会の受付、お困りごとのご相談などお気軽にお問い合わせください！

ご入会の受付 お問い合わせ
事務局：農林水産省 農村振興局地域整備課
Email：nntsushin_jyunbikai@maff.go.jp TEL：03-6744-2209

ホームページで情報発信中！ https://nn-tsushin.jp/

農業農村情報通信環境整備準備会



ICTで解決できる課題の選抜



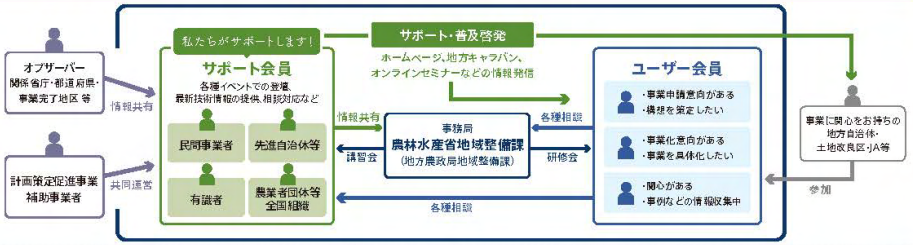
最適な情報通信環境の選択



スマート農業技術のマッチング

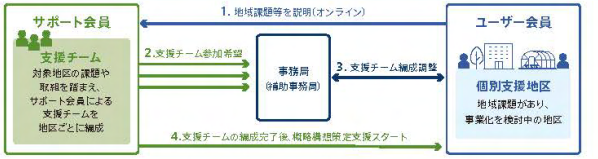
専門家集団の「サポート会員」と連携して支援します。

農林水産省が事務局となり、農業農村分野、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者や先進自治体等と連携し、農業農村における情報通信環境の整備のための技術的サポート等を行います。



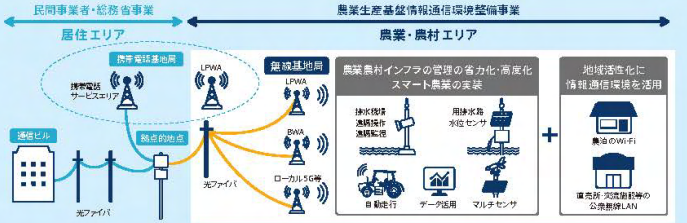
「個別地区支援」のご紹介

- 応募地区は地区概要や抱えている地域課題について、サポート会員向けに説明いただきます。（地区募集は年に1回）
- 説明会開催後、サポート会員に対しサポートチーム参加の募集（とりまとめ役1社、サポート役複数社（令和6年度平均8社））を行い、地域課題の解決のために自社の技術を提案できるサポート会員の応募によりサポートチームを編成します。
- 現地調査や打ち合わせ、検討結果を踏まえた地域課題の解決につながる技術提案、サポートチームのとりまとめ役が各社提案をとりまとめ、概略構想の策定を支援します。



「農業生産基盤情報通信環境整備事業」のご紹介

- 農業農村インフラの管理の省力化・高度化や、スマート農業の実装等に必要となる情報通信環境の整備について、調査・計画づくりから施設整備までを一体的に支援します。
- 最適な情報通信環境を構築するため、地域の条件を踏まえた通信技術を柔軟に組み合わせることが可能です。



ご入会の受付 お問い合わせ
事務局：農林水産省 農村振興局地域整備課
Email：nntsushin_jyunbikai@maff.go.jp TEL：03-6744-2209
ホームページで情報発信中！ https://nn-tsushin.jp/

産地連携促進総合対策事業

令和９年度予算概算要求額　7,084百万円（前年度 10百万円）
〔令和７年度補正予算額　4,900百万円〕

＜対策のポイント＞
食品企業とこれを下支えする農林水産業の**産地との連携強化**により、産地に潜在する人的・物的資源の発掘・育成・活用を図ることを通じた**食品産業の更なる発展・需要拡大を図る**ため、双方の経営の高度化・安定化に資する**国産原材料の安定調達**や**付加価値の向上を図る取組**を総合的に支援し、**持続的な食料システムの確立・食料安全保障の確保**を図ります。

＜事業目標＞
食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．広域産地連携支援　　20百万円（前年度 10百万円）

食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等で構成される「産地連携フォーラム」において、**農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上**の取組※を行います。

※　食品事業者と生産者と**多様な関係者が連携するための理解醸成の場**を設け、双方にとってメリットのある取組を推進するための**以下のコンテンツを設置**
- **優良事例等**必要な知識に関するウェブサイトでの**情報発信**
- **会員限定コンテンツ**（オンラインセミナーでの勉強会等やメールマガジン等の各種サービス）**の設置**と、これらを介した**意欲ある事業者及び産地の関心に応じた情報発信・ネットワーキングの促進**

２．産地連携支援　　7,064百万円（前年度 -）
【令和７年度補正予算額】4,900百万円

産地と連携した原材料調達計画「産地連携計画」の策定※を行う食品製造事業者に対して、以下の取組を支援します。
- **食品製造事業者や外食・中食事業者等が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）
- **産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組**

※「産地連携計画」には、以下の取組を記載
（１）産地と連携した国産原材料の利用拡大（10%以上の取扱量の増加）
（２）連携する生産者の拡大
（３）モデル事例として産地連携フォーラム等の活動への参画

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等（1の事業）
国 →（定額）→ 民間団体等 →（1/2以内）→ 食品製造事業者等（2の事業）

＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］大臣官房新事業・食品産業部　食品製造課　(03-6738-6166)

①農林水産データ管理・活用基盤強化

【令和９年度予算概算要求額　305（150）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の生産性向上に向けてはAIの活用が不可欠であり、これを加速化するには**大量・良質なデータの集積が必要**です。このため、

①データ連携・共有・提供機能を有する**農業データ連携基盤（WAGRI）の機能強化**や、メーカーやシステムの垣根を超えて**農機等のデータを収集・連携するオープンAPIの整備を実施**します。

さらに、AIやデータを活用した**食料システム全体の生産性の向上**に向け、

②**地域特性に対応したAI導入**のユースケース創出に取り組むとともに、

③生産から消費までを繋ぐ**データ連携基盤（ukabis）**を活用し、**農業データの川下とのデータ連携を推進**します。

＜政策目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

1．AIの活用等を通じた農業者のデータ活用の促進　280百万円

（１）データ収集のための環境整備

①　農業データ連携基盤（WAGRI）の機能強化　125百万円

分散して存在する**有用な農業関連データ**をAI開発に有効活用するため、生産者・自治体等の**最新データを取得**し、**AI用に体系化**、**効率的に蓄積・保存**、**保存データの提供**を**行う機能をWAGRIに整備**します。

②　オープンAPIの整備　45百万円

異なるメーカーの機器・システムから取得される**データの収集・連携のため、オープンAPIの整備**を行います（R9：ほ場水管理システム）。

（２）地域特性に対応したAI導入加速化　110百万円

現場レベルでのAIを含めたデータ活用を促進するため、WAGRIや農業特化型基本AIモデル、オープンAPI等を総合的に活用し、**地域特性に対応可能な地域特化型AI**の実証等を行います。

2．農業データの川下とのデータ連携の推進　25百万円

デジタル技術を活用した**社会的ニーズの高い価値を創造・提供**する取組（**DX**）の一層の充実を図るため、**ukabis**を活用した**農業データの川下とのデータ連携実証**を行います。

＜事業の流れ＞

国 → 委託 / 交付（定額）

- 民間団体等（公設試、大学を含む）（１(1)②、(２)及び２の事業）
- （国研）農業・食品産業技術総合研究機構（１(1)①の事業）

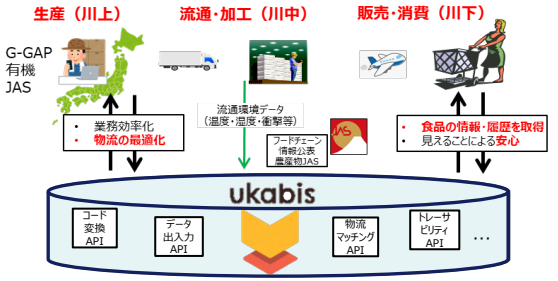
＜事業イメージ＞

【１．AIの活用等を通じた農業者のデータ活用の促進】

（１）① 農業データ連携基盤（WAGRI）の機能強化　② オープンAPIの整備



【２．農業データの川下とのデータ連携の推進】



［お問い合わせ先］大臣官房政策課技術政策室（03-6744-0415）

質疑応答

質疑がある方は

・ご所属とお名前
・質問したい事業名
・質問事項

をチャットにてご記載ください。

※回答できなかった質問は、後日メールにて回答いたします。

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和９年度概算要求額　8,800（－）百万円】

＜対策のポイント＞
スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

＜事業目標＞
スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合を100%［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

1．重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。

2．重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

3．低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発
中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、**「低コスト」や「小型化」等の現場ニーズに基づく研究開発**を支援します。

4．先行的研究開発支援
スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイディアを有する**高専や職業能力開発大学校等が行う民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。

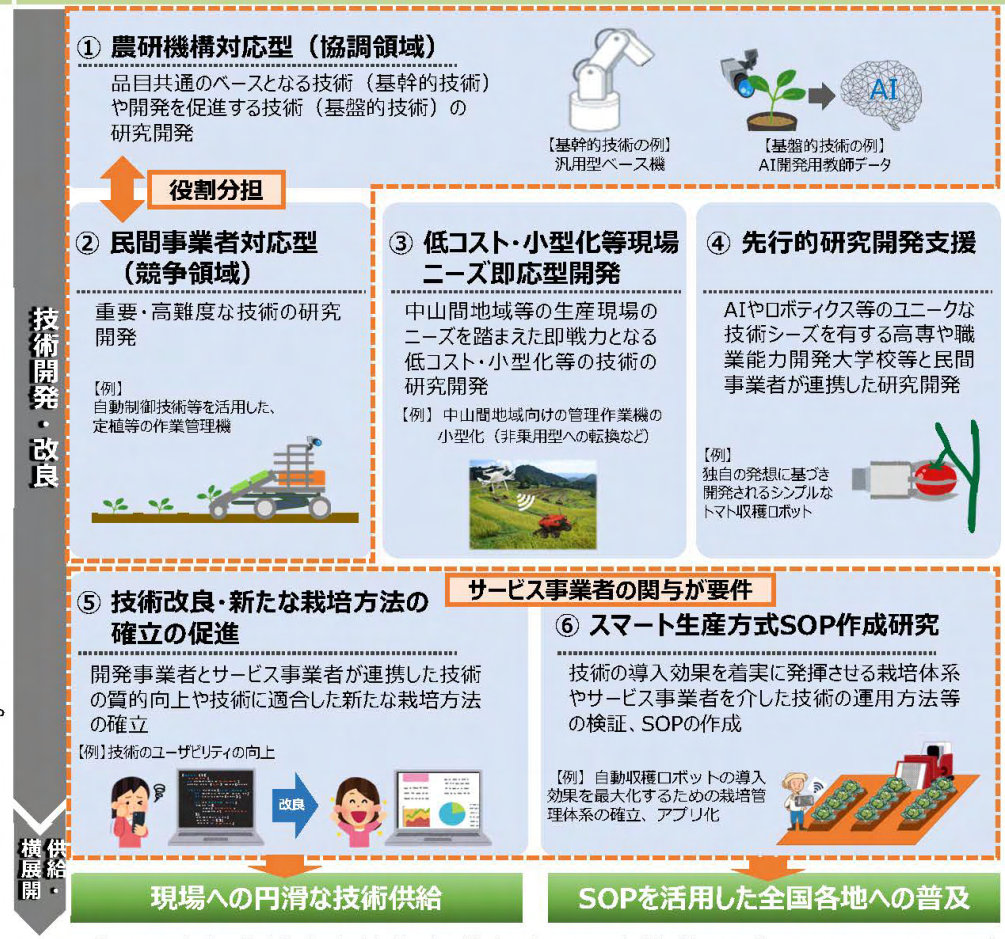
5．技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。

6．スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究
スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化**する取組を推進します。

＜事業の流れ＞

国 → 交付（定額） → （国研）農業・食品産業技術総合研究機構（１の事業） → 委託 → 民間団体等（公設試、大学を含む）（２～６の事業）

＜事業イメージ＞

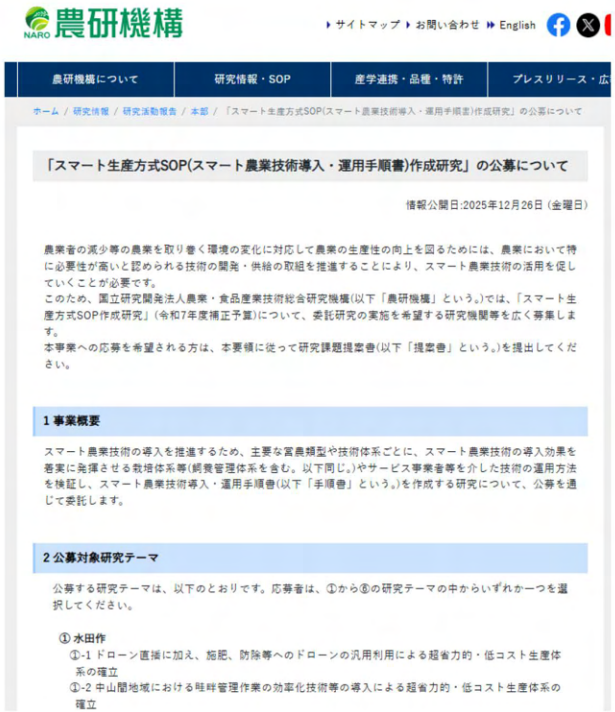


［お問い合わせ先］農林水産技術会議事務局研究推進課（03-6744-7043）

＜参考＞R７補正事業の公募HP

公募機関	(1)生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）	(2)農研機構本部
公募メニュー	２．重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型） ３．低コスト･小型化等現場ニーズ即応型開発 ４．先行的研究開発支援 ５．技術改良･新たな栽培方法の確立の促進	６．スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究





（1）

（2）

＜参考＞

（１）開発供給実施計画Webページ

開発供給実施計画の申請・認定に関する情報（相談・申請窓口、各種様式など）

開発供給実施計画について

開発供給実施計画（以下「計画」という。）は、スマート農業技術活用促進法（以下「法」という。）に基づき農林水産大臣が策定する基本方針に位置づけた**開発供給事業の促進の目標**(PDF：369KB)の達成に資するスマート農業技術等について、民間企業等が開発・供給する取組についての計画です。当該計画の認定を受けた場合に、税制・金融等の支援措置を受けることができます。
また、令和7年度補正予算のスマート農業技術開発・供給加速化対策では、一部の事業において、開発供給実施計画認定者（少なくとも認定申請予定者）を支援対象とすることを予定しています。

相談・申請窓口

計画の認定を希望する際は、計画の開始を予定している時点から、時間的余裕をもって、申請窓口となる農林水産省の**以下の担当部署へ事前の相談**を行ってください。

手続の流れ

事前相談 → 計画の申請 → 審査 → 計画の認定・公表 → 計画の実施

（1）事前相談
＜予算事業への応募をご検討されている皆様＞
予算事業への応募に先立ち、開発供給実施計画の申請を検討されている皆様におかれましては、**事前の相談**として、**以下の事前相談に必要な様式**を作成いただき、**以下の窓口宛てにメールでご提出**ください。
過去に事前相談を開始した事業者様におかれましても、予算事業に応募する際は、当該公募開始後から公募要領に定めている事前相談の受付期間中に改めて事前相談に必要な書類を提出をする必要がありますので、その点ご留意ください。
開発供給実施計画申請に係る共通様式のうち、事前相談に必要な様式(WORD：65KB)

（２）開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）抜粋

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の類型		
水田作（水稲）	育苗及び田植	・ドローンによる直播等の育苗又は田植作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	除草	・自律走行型除草機や自動水位管理等による抑草等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬及び調製	・農業機械や調製施設の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
畑作（小麦、大豆、ばれいしょ、そば、てんさい、二条大麦、かんしょ、さとうきび、飼料作物等）	播種及び移植	・全自動移植機等の播種又は移植作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。）	労働時間80%削減
	収穫、運搬、選別及び調製	・農業機械や選別・調製施設等の稼働状況に基づく作業判断の最適化システム等の収穫、運搬、選別又は調製作業の省力化に係る技術	労働時間20%削減
露地野菜・花き作（キャベツ、だいこん、たまねぎ、スイートコーン、ねぎ、レタス、ブロッコリー、にんじん、はくさい、かぼちゃ、えだまめ、さといも、こまつな、すいか、ごぼう、なす等）	除草及び防除	・株間除草機や自律走行型除草機等の除草作業の省力化に係る技術（有機栽培体系に対応した技術を含む。） ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術 ・自動収穫機の効率向上に資する高精度自動移植機等の収穫作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	選別、調製及び出荷	・ラインへの自動搬入機等による選別又は洗浄作業の省力化に係る技術 ・自動箱詰め機等の仕分け・梱包作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減

（３）開発供給実施計画申請書作成の手引書

事業者向け

スマート農業技術活用促進法に基づく
開発供給実施計画の申請等の手引き

令和６年１１月
農林水産省
農林水産技術会議事務局研究推進課

（1）

（2）

（3）

質疑応答

質疑がある方は

・ご所属とお名前
・質問したい事業名
・質問事項

をチャットにて記載ください。

※回答できなかった質問は、後日メールにて回答いたします。